

学校自家用電気工作物保安業務に関する仕様書

川崎市（以下「発注者」といいます。）と（以下「受注者」といいます。）との間における発注者が設置する自家用電気工作物保安業務（以下「保安業務」といいます。）の委託内容は次のとおりにします。なお本仕様書の履行細目は別に定める電気事業法第42条及び同43条に基づくものとします。

1 対象自家用電気用電気工作物の概要

事業場の名称、所在地、需要設備：「事業場一覧表」のとおり

2 委託業務の内容

- (1) 学校運営での安全性を高めるため、絶縁監視装置を設置すること。
- (2) 自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検を行い、経済産業省の定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがある場合は、改善処置について発注者に報告すること。
- (3) 前号の定期的な点検のほか、発注者の実施した巡視点検等における異常発生の有無を問診し、異常があった場合にはその箇所を点検すること。
- (4) 電気事故及び自家用電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、発注者若しくは電力会社等より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を助言し、再発防止につき、とるべき措置について報告するとともに、必要に応じて電気事業法の規定に基づく電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
- (5) 自家用電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合には、発注者の了解を得てその都度点検を行い、必要に応じて受注者が一部又は全部の停止等の措置を行うこと。
- (6) 電気事業法第107条に規定する立入検査の立会いを行うこと。
- (7) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用等に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言、提出を行うこと。
- (8) 自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて、設計の審査及び竣工検査、工事期間中の点検を行い、必要に応じてそのとるべき措置について発注者に指示及び助言、そして報告を行うこと（設備内容の容量、数量の変更を含む。）。
- (9) 絶縁監視装置を設置した事業場にあつては、受託者は、装置の構成、各機器の性能、警報発生時の対応及び絶縁監視装置のメンテナンスに関する内容を記載した「絶縁監視装置及び警報発生時の応動に関する説明書」を作成し、絶縁監視装置の動作電流が50mA以上発生している旨の警報を連続して5分以上又は5分未満の警報を繰り返し受信した場合又は委託者から警報を発した旨の連絡があった場合は、受託者は委託者に当該電気工作物の状態を確かめるとともに、必要に応じ「保安業務従事者」が点検を行うなどの適切な対処を実施すること。
- (10) 受注者の「保安業務従事者」は発注者の事業場における保安業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、発注者に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが委託契約に記された「保安業務従事者」であることを明らかにすること。ただし、緊急の場合は、この限りではない。
- (11) 委託する保安業務のうち、次のいずれかに該当する自家用電気工作物は、発注者

は受注者と協議の上、点検を電気機器製造業者等の専門業者に依頼するものとし、発注者は受注者に点検及び結果を提示し、受注者は必要に応じて発注者に指示または助言するものとする。

- ア 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- イ 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- ウ 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- エ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
- オ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- カ 設置場所の特殊性のため、電気管理技術者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物
 - (ア) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所で危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - (イ) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
 - (ウ) 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - (エ) 機密管理のため立入が制限されている場所
 - (オ) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所
 - (カ) 事業場外で使用される可搬型機器である自家用電気工作物
 - (キ) 高所又は隠蔽場所に設置された配線及び機器等
 - (ク) 発注者の業務上の都合により、受注者が容易に立ち入りできない場所に設置された機器
 - (ケ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

3 点検項目等

- (1) 前項第2号に基づく定期的な点検は、別表1から4によるものとする。
- (2) 前項第8号に定める工事期間中の点検及び竣工検査は別表5によるものとする。
工事期間中の点検は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が竣工状況、技術基準等に基づき適正に行われるよう自家用電気工作物の工事期間中は毎週1回以上行うものとし、竣工検査は当該工事が完了した場合に受注者又は他の者が実施する検査について技術基準等に適合し保安上支障がないことを確認するものとする。

4 連絡責任者、「保安業務担当者」の資格等

- (1) 受注者は、「保安業務従事者」に電気事業法施行規則に適合する者をあてることとし、各事業場の「保安業務担当者」には、「保安業務従事者」から指名するものとする。
- (2) 「保安業務従事者」は、保安業務に従事する証を常に携帯し、公の求めに応じて提示するものとする。
- (3) 「保安業務担当者」は、病気等により業務に支障がある場合は、他の「保安業務担当者」に、保安業務の一部を実施させることができるものとする。また、必要に応じて「保安業務従事者」以外の者を同行し、保安業務の実施を補助させることができるものとする。
- (4) 発注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用等に関する保安のために、受

注者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

(5) 発注者は、前項に変更が生じた場合または、連絡責任者に事故等があった場合には、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を、受注者に通知するものとする。

(6) 発注者は、必要に応じて受注者の行う保安業務に立ち会い、点検結果を確認するものとする。

(7) 発注者は、需要設備の設備容量が6000kVA以上の場合、連絡責任者として第一種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有する者を選任するものとする。

5 事業場内の立入り等

(1) 発注者は、受注者が保安業務を行う場合、第4項の「保安業務従事者」であることを面接等で確認するものとする。

(2) 受注者は、保安業務の遂行にあたり「保安業務従事者」(保安業務を補助する者を含む。)を発注者の事業場内に立ち入りさせることができるものとする。この場合において受注者は、発注者の服務規律を尊重するものとする。

6 協力及び義務等

(1) 受注者は、保安業務を誠実に行うこと。

(2) 受注者は、業務の完了に伴い、発注者が保安業務を他の第三者と締結した場合は、発注者の求めに応じ、当該第三者との間で業務の引継ぎを確実にすること。

(3) 発注者は、受注者の業務及び発注者の締結する第三者の業務が密接に関連する場合において、必要があるときは調整を行うものとする。この場合において受注者は、発注者の調整に従い第三者の行う業務の円滑な進捗に協力しなければならない。また、必要と認める場合において、受注者に立会い等求めることができる。

(4) 受注者は業務を実施するにあたり、学校との連携を密にして、事故等が発生しないよう常に安全管理を努めるとともに、特に児童・生徒の安全に配慮しなければならない。

(5) 受注者は、大規模災害等により電気工作物に事故等が発生した場合においても、保安業務を履行するために、適切な措置をとることができるような体制をあらかじめ整備しておくこと。

(6) 発注者は、受注者が保安業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、必要な措置をとり、その意見を尊重するものとする。

(7) 発注者は、受注者の保安業務に関する計画の策定及び実施について、受注者の意見を尊重するものとする。

7 記録の確認等

(1) 受注者は、保安業務の遂行上、必要がある場合には、発注者の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとする。

(2) 発注者は、受注者が実施した点検等の記録を確認するものとする。

(3) 受注者は、発注者が巡視点検等を実施した場合には、その結果について問診及び記録を確認し、必要に応じてとるべき措置を報告するものとする。

8 記録の保存等

(1) 受注者が実施し報告した保安業務の結果の記録等は、発注者受注者双方において3年間保存すること。ただし、当該法令の規定が3年を超える場合には、当該法令

の定める期間で保存すること。

(2) 受注者は、絶縁監視装置を設置した事業場においては、警報発生時の受信の記録を3年間保存すること。

(4) 受注者は、発注者が記録文書の提出を求めた場合には、速やかに記録文書を提出すること。

9 緊急時の処置について

(1) 受注者は電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがあることを知った時から、1時間以内に当該事業場に到着すること。やむ得ない事情がある場合でも、2時間以内には必ず到着すること。

(2) 発注者受注者協議により、あらかじめ定めた関係各所に必要な連絡を行うこと。

(3) 受注者は現状を確認の上、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うとともに、状況に応じて臨時点検を行うこと。この場合において、電気工事士法により、その措置の実施に必要な資格が定められている場合は、その資格を持ったものに処置を行わせるものとする。

(4) 受注者は事故その他の異常の発生原因の究明及び再発防止にとるべき措置について、指示及び助言を行うこと。また、電気事業法の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、事故報告を行うよう指示するとともに、事故報告の作成及び手続き等の助言等を行うこと。

10 絶縁監視装置

(1) 発注者は、受注者が絶縁監視装置を設置する場合は、発注者の事業場内に設置するとともに既存施設等を利用する場合には、便宜を供するものとする。

(2) 絶縁監視装置及び設置工事に要する費用は、受注者が負担するものとする。

(3) 絶縁監視装置の保守は受注者が行うものとし、その費用は、受注者が負担すること。

(4) 絶縁監視装置は、設定値の確認及び試験釦による検知動作の確認、設定値における誤差の確認及び警報を受注者に自動伝送する場合の伝達試験を毎年1回以上行うこと。また、常に正常に稼動するようにメンテナンスを行うこと。

(5) 発注者は、受注者の絶縁監視装置を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとする。

(6) 受注者は、この契約が消失等した場合には、絶縁監視装置を撤去すること。なお、撤去費用については、受注者の負担とする。

11 絶縁監視装置の仕様及び設置機器

- ・ 24時間体制で監視できる機器
- ・ 検出方法については、I g r方式又はI o方式もしくはI o r方式
- ・ 検地箇所については、各変圧器のB種接地工事接地線
- ・ 許容誤差については、警報に対する装置の許容範囲は±10%以内
- ・ 伝送方法については、警報が出た場合は、その警報を受注者に自動的に伝送して警報し、かつ記録するものである。

12 ポリ塩化ビフェニル (PCB) 含有電気工作物の調査

変圧器、遮断機、コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、開閉器、その他 PCB の含有が否定できない機器について、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領 (内規)」に掲げるポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか調査し、機器一覧を更新の上、

報告すること。また、PCB含有が疑われる変圧器等の絶縁油採取可能機器については、分析調査を行い報告すること。なお、分析調査に係る費用は別途発注者が負担するものとする。

13 その他

PAS（負荷開閉器）を設置していない学校について、電力供給元へ停電処理を依頼すること。なお、作業費用等については、委託料に含めるものとする。

14 報告及び提出物

- (1) 受注者は、点検結果等について点検報告書を作成し、学校に提出すること。また、学校において改善内容を把握し、適宜改善するよう指導すること。
- (2) 受注者は、点検結果等について報告書を作成し、点検月毎に発注者に提出すること。
- (3) 委託事業場の力率等を記載したデマンド記録表、及び不具合項目をまとめた指摘事項一覧を作成し、提出すること。また、報告書には是正工事の実施のため、特定した不具合項目の指摘原因（電気設備等の異常箇所等）を記載するとともに、不具合項目の改善等の優先項目を記載した上、その説明を行うこと。

提出物一覧

※月次報告時に一式提出すること。

提出書類	形式	様式	備考
委託業務完了報告書	データ (pdf)	発注者指定	
月次点検報告書 (2部)	データ (pdf) 学校提出用は紙	任意	4、5月分にはプール設備点検報告書を含むこと
年次点検報告書 (2部)	データ (pdf) 学校提出用は紙	任意	
事故報告書 (2部)	データ (pdf) 学校提出用は紙	任意	事故発生後速やかに提出すること
工事中点検報告書	データ (pdf)	任意	設備の変更を記載すること
指摘事項一覧	データ (Excel)	発注者指定	
デマンド記録表	データ (Excel)	発注者指定	
PCB機器一覧	データ (Excel)	発注者指定	PCB含有疑い機器を発見した場合は速やかに報告すること

15 委託料の支払

委託業務完了報告書の受理及び検査の後、受託者の適正な請求に基づき、委託料を支払うものとする。

16 委託料の変更

必要に応じ双方の協議の上、変更内容に応じて契約金額を増減するものとする。

- (1) 設備容量が変更された場合
- (2) 受電電圧が変更された場合
- (3) 非常用予備発電装置の発電機定格出力、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合

- (4) 発電所の種類、発電電圧又は出力が変更された場合
- (5) 配電線路の互長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
- (6) 発注者が保安規程を変更する場合
- (7) 太陽光発電設備の新設及び増設に係る追加費用については、別途協議を行うものとする。

※変更内容（特に設備内容の容量、数量の変更）については月次報告と併せて報告すること。

17 契約の解除

- (1) 委託事業所の電気工作物が廃止された場合
- (2) 委託事業所の電気工作物が一般用電気工作物となった場合
- (3) 受電電圧が7,000ボルトを超えた場合
- (4) 発電所の出力が2,000キロワット（水力発電所・火力発電所・太陽電池発電所及び風力発電所以外の発電所にあつては1,000キロワット）を超えた場合
- (5) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトを超えた場合
- (6) 発注者又は受注者のいずれかが、本契約に基づく義務に反した場合
- (7) 発注者受注者いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1か月前までにその旨を文書等で通知し、発注者受注者相互が合意した上で解除できるものとする。

※契約の解除の際、契約変更をするものとする。その場合の契約金額は、原則、点検を実施した月までの金額を支払うものとする。

18 損害賠償について

受注者の故意又は過失により、発注者に対して損害を与えた場合は、受注者は損害賠償の責任を負うものとする。ただし、受注者の責に帰することのできない事由による時は、この限りではない。

19 機密情報の保持

受注者は、業務を行う上で知り得た機密を他に漏洩してはならない。

20 再委託の禁止

受注者は、保安業務を第三者に再委託してはならない。

21 その他

この仕様書に定めがない事項に関しては、発注者と受注者の間にて協議の上決定するものとする。

需要設備の設備条件と点検頻度

- 1 次のアからオまでの設備条件のすべてに適合する設備容量が100キロボルトアンペア以下（小規模高圧需要設備を除く）のもの又は低圧受電の需要設備については、隔月1回以上とする。
 - ア 構外にわたる高圧電線路がないもの
 - イ 柱上に設置した高圧変圧器がないもの
 - ウ 高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものは除く）に可燃性絶縁油を使用していないもの
 - エ 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの
 - オ 責任分界点から主遮断装置の間に電力供給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの
- 2 上記1のアからオまでの設備条件のすべてに適合する信頼性の高い設備であって、低圧電路の絶縁状態の的確な監視が可能な装置を有する需要設備又は非常用照明設備、消防設備、昇降機その他の非常時に使用する設備への電路以外の低圧電路に漏電遮断器が設置してある需要設備にあっては隔月1回以上
- 3 上記1に適合する受電設備であって、かつ、次のアからウまでのすべての設備条件に適合するものについては3か月に1回以上とする。
 - ア 受電設備がキュービクル式であるもの（屋内に設置するものに限る）
 - イ 蓄電池設備又は非常用予備発電装置がないもの
- 4 小規模高圧需要設備は、3月に1回以上とする。
- 5 上記以外の需要設備にあっては、月1回以上とする。
- 6 設置・改造等の工事期間中の需要設備にあっては週1回以上
- 7 配電線路を管理する事業場にあっては年2回以上
- 8 事業場にプール附属電気設備のある学校のプール使用前点検について、アからオまでの点検内容を、**4月1日から5月22日まで**に完了すること。点検完了後、発注者の指示に基づき、**プール附属電気設備が使用可能な状態に開閉器を操作しておくこと。**
(別途提供資料を参照)
 - ア 絶縁抵抗測定
 - イ 接地抵抗測定
 - ウ 漏電遮断器の取付有無及び動作確認
 - エ 過負荷保護装置の取付有無
 - オ 外観、観察点検
- 9 その他、点検事項が発生した場合には、発注者受注者双方の協議により実施することとする。

絶縁監視装置（自動通報方式）

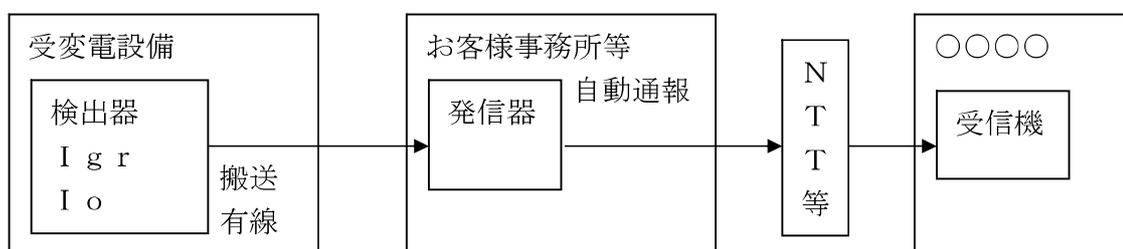
絶縁監視装置及び警報発生時の応動に関する説明書

1. 装置の構成

絶縁監視装置の構成は第1図のとおりです。

受変電設備に設置する絶縁検出器（以下「検出器」という。）及び事務所等に設置して検出器からの信号を電話回線を使用して自動伝送する発信器及びその信号を受信する〇〇に設置してある受信機より構成されます。

受信機で警報を受信した場合は3.「警報発生時の対応」により対応いたします。



第1図 連絡方式

2. 各機器の性能

(1) Igr 検出器（対地静電容量の大きなお客さまに使用します。）

ア 変圧器のB種接地線に監視用の基準信号を注入し、対象電路からB種接地線に還流してくる漏洩電流を検出用変流器で検出し監視用信号成分を分離抽出します。

イ 抽出された信号成分を静電容量抑圧回路で抑圧し、対地絶縁抵抗に起因する電流を使用電圧に換算した後、警戒レベル警報（50mA）、特別警戒レベル警報（200mA）と比較し、それ以上の場合は警報表示ランプを点灯するとともに、発信器に警報信号を出力します。

ウ 警戒レベル警報に対する検出器の許容誤差は±10%以内です。

(2) Io 検出器（対地静電容量の小さなお客さまに使用します。）

ア 変圧器のB種接地線に設置した検出用変流器より検出される漏洩電流を整流増幅して、警戒レベル警報値（50mA）、特別警戒レベル警報（200mA）と比較し、それ以上の場合は警報表示ランプを点灯するとともに、発信器に警報信号を出力します。

イ 警戒レベル警報に対する検出器の許容誤差は±10%以内です。

(3) 発信器

- ア. 検出器の信号を受信すると、自動ダイヤルで〇〇の受信機を呼び出し、接続します。
- イ. 受信機と接続された発信器は、検出器からの信号情報を受信機に伝送し、受信機が正常に受信したことを確認した後、電話回線を開放し送信を終了します。

(4) 受信機

発信器からの信号情報を受信すると、受信日時、警報の状態及びお客さま情報を表示するとともに、記憶装置に記録しブザー等で警報を知らせます。
受信信号の種類及び内容は第1表のとおりです。

第1表 受信警報の種類

種 類	警 報 内 容
警戒警報	50 mA以上の漏洩電流が発生したことを示す
特別警戒警報	200 mA以上の漏洩電流が発生したことを示す

3. 警報発生時の対応

お客さまに設置された発信器からの信号を〇〇〇〇の受信機が受信した場合は、〇〇〇〇は第2表の対応基準により対応します。

第2表 警報発生時の対応基準

警報の種類	対 応 基 準
警戒警報 特別警戒警報	警戒警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の警戒警報を繰り返し受信した場合は、次のイ及びロに掲げる処置を行う。 イ 警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。 ロ 警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

4. 絶縁監視装置のメンテナンス

設定値の確認及び試験釘による検知動作の確認、設定値における誤差の確認及び設置者側からの警報を〇〇〇〇に自動転送する場合の伝送試験を年1回以上行い、常に正常な稼働状態を保つようにいたします。

以 上

点検項目

別表1

(需要設備及び絶縁監視装置設置)

月次点検及び年次点検

電気工作物		点検項目	月次点検	年次点検	
				通常点検(A)	重点点検(B)
受電設備 (第二次受電設備以降を含む)	区分開閉器(引込線、架空線、支持物、ケーブル等)	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		継電器との連動試験		○	○
		保護継電器動作特性試験		○	○
	断路器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	遮断器・開閉器 * 1	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		動作試験		○	○
		内部点検			○
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	計器用変成器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		漏えい電流測定	○	○	○
		内部点検			○
	絶縁油の点検・試験				○
					○
	電力用コンデンサ及びリアクトル	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	避雷器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	母線	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	配電盤・制御回路	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		保護継電器動作特性試験		○	○
		継電器と遮断器との連動試験		○	○
計器校正試験				○	
電圧、負荷電流測定		○	○	○	
受電設備の建物・室、キュービクルの金属箱	外観点検	○	○	○	
	外観点検	○	○	○	
	接地抵抗測定		○	○	
接地装置	外観点検	○	○	○	
	接地抵抗測定		○	○	

電気工作物		点検項目	月次点検	年次点検		
				通常点検(A)	重点点検(B)	
配電設備	配電線路(架空電線、支持物、ケーブル)	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
	断路器、遮断器、開閉器、変圧器、計器用変成器、電力用コンデンサ、その他リアクトル等高压機器*1	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		内部点検			○	
		絶縁油の点検・試験			○	
	接地装置	継電器との連動試験		○	○	
		外観点検	○	○	○	
非常用予備発電装置	原動機附属装置	接地抵抗測定		○	○	
		外観点検	○	○	○	
		始動試験	○	○	○	
	発電機、励磁装置、接地装置	機関保護継電器動作試験		○	○	
		外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	接地抵抗測定		○	○	
		外観点検	○	○	○	
		継電器との連動試験		○	○	
		保護継電器動作特性試験		○	○	
	蓄電池設備	本体	制御装置試験		○	○
			その他は受電設備に準ずる			
外観点検			○	○	○	
液量点検			○	○	○	
充電装置・附属装置・接地装置		電圧・比重測定		○	○	
		液温測定		○	○	
		外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
負荷設備	配線、配線器具、その他の機器、接地装置	接地抵抗測定		○	○	
		外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
	絶縁監視		常時			
住居部分	計器、分電盤、配線、配線器具等	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定	○	○	○	

- 注 (1) ○印は、該当する各点検事項を示し、設備のある場合に適用する。
(2) 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものであり、「年次点検」とは主として停電により設備を停止状態にして点検するものである。
(3) 年次点検(通常点検(A))は、1年に1回行う。
(4) 年次点検(重点点検(B))は、3年に1回の周期で行う。
(5) *1を付した機器でPCBの含有が否定できない機器については、年次点検時に製造メーカー及び製造年代を調査し、別途報告書(写真付き)を作成すること。

点検項目
(低圧設備)

別表2

月次点検及び年次点検

電気工作物		点検項目	月次点検	年次点検	
				通常点検(A)	重点点検(B)
引込口配線	引込線等	外観点検	○	○	○
配電設備	配電線路(架空電線、支持物、ケーブル)	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	遮断器、開閉器、計器用変成器、コンデンサ	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	接地装置	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		○	○
非常用予備発電装置	原動機附属装置	外観点検	○	○	○
		始動試験	○	○	○
		機関保護継電器動作試験		○	○
	発電機、励磁装置、接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○
	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○	○
		継電器との連動試験		○	○
		保護継電器動作特性試験		○	○
		制御装置試験		○	○
蓄電池設備	本体	外観点検	○	○	○
		液量点検	○	○	○
		電圧・比重測定		○	○
		液温測定		○	○
	充電装置・附属装置・接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○
負荷設備	配線、配線器具、その他の機器、接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○

- (注) (1)○印は、該当する各点検事項を示し、設備のある場合に適用する。
(2)月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものであり、年次点検とは主として停電により設備を停止状態にして点検するものである。
(3)年次点検(通常点検(A))は、1年に1回行う。
(4)年次点検(重点点検(B))は、3年に1回の周期で行う。

点検項目

別表3

(内燃力発電所)

月次点検及び年次点検

電気工作物	点検項目	月次点検	年次点検
原動機	外観点検	○	○
	排気ガス測定		○*1
発電機	外観点検	○	○
	絶縁抵抗測定		○
	接地抵抗測定		○
配電盤等 (遮断器、開閉器、制御装置、保護継電器等)	外観点検	○	○
	絶縁抵抗測定		○
	接地抵抗測定		○
	計器校正試験		○
	継電器との連動試験		○
	保護継電器動作特性試験		○
	制御装置試験		○
	機関保護継電器試験		○*2
始動用設備 (蓄電池、空気始動装置、充電装置、附属装置)	電圧値・電流値の測定	○	○
	外観点検	○	○
	絶縁抵抗測定		○
	接地抵抗測定		○
	液量点検	○	○
	電圧・比重測定		○
燃料供給設備 (貯蔵・供給装置)	液温測定		○
	外観点検	○	○
	絶縁抵抗測定		○
冷却・排熱回収設備	接地抵抗測定		○
	外観点検	○	○
	絶縁抵抗測定		○
発電設備の建物・室、キュービクルの金属箱、給・排気設備	外観点検	○	○
	絶縁抵抗測定		○
接地装置	外観点検	○	○
	絶縁抵抗測定		○

- (注) (1)○印は、該当する各点検事項を示し、設備のある場合に適用する。
 (2)月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものであり、年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして点検するものである。
 (3)年次点検は、1年に1回行う。
 (4)*1を付した項目は、大気汚染防止法の定めによりばい煙発生施設となる場合はばい煙測定が実施されていること及び測定値が規則値以下であることを確認する。
 (5)*2を付した項目は、発注者受注者協議の上、機器製造者等の専門業者の点検実施とする場合がある。

点検項目

(太陽電池発電)

月次点検及び年次点検

電気工作物	点検項目	月次点検	年次点検
太陽電池アレイ	外観点検	○	○
	接地抵抗測定		○
接続箱	外観点検	○	○
	絶縁抵抗測定		○
	接地抵抗測定		○
パワーコンディショナ	外観点検	○	○
	絶縁抵抗測定		○
	接地抵抗測定		○
	電圧値・電流値の測定	○	○
系統関係保護装置	外観点検	○	○
	単独運転検出機能の確認		○
蓄電池等	外観点検	○	○
	液量点検	○	○
	電圧・比重・液量測定		○
	絶縁抵抗測定		○
	接地抵抗測定		○
接地装置	外観点検	○	○
	絶縁抵抗測定		○

- (注) (1) ○印は、該当する各点検事項を示し、設備のある場合に適用する。
(2) 月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものであり、年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして点検するものである。
(3) 月次点検は履行期間中に1回、年次点検は1年に1回の計2回行う。
なお、月次点検は年次点検と重複しない時期に行うこと。
(4) 容易に点検できない屋根の上等に設置された太陽電池アレイは、発注者受注者協議の上、電気機器製造者等の専門業者により点検を実施すること。

点検項目

別表5

(工事期間中の点検及び竣工検査)

月次点検及び年次点検

電気工作物		点検項目	工事期間中の点検	竣工検査
引込設備	区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器との動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受電設備	断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ、リアクトル、避雷器、計器用変成器及び母線等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器との動作特性試験		○
		継電器との連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受・配電盤		外観点検	○	○
		シーケンス試験		○
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○
		接地抵抗測定		○
構造物	受電室建物、キュービクル式受変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○
配電設備	電線路	引込線に準じる	○	○
発電設備 (非常用予備発電装置を含む)	原動機、発電機、始動装置等、風車、支持工作物、太陽電池発電所、燃料電池発電所	外観点検	○	○
		始動・停止試験		○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器の動作試験		○
		絶縁耐力試験		○
		インターロック試験		○
		接地抵抗測定		○
蓄電池設備	蓄電池、充電装置	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
負荷設備	配線、配線器具等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
配電線路	電線路、電源供給器等	外観点検		○
		絶縁抵抗測定		○

(注) ○印は、各点検項目の該当事項を示し、設備のある場合に適用する。

令和 年 月 日

一般競争入札参加申込書

(あて先)
川崎市長

(申込者)
業者番号
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

令和8年3月5日に公告された次の一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

- 1 件名 学校自家用電気工作物保安業務委託(中原区)
- 2 履行場所 川崎市立学校
- 3 履行期限 令和9年3月31日まで
- 4 その他提出書類
 - (1) 本件の公告5(4)に示した資格を満たしていることを確認できる契約履行証明書、契約書(契約書の写しを提出する場合には発注者の証明は不要です。)、仕様書等の写し(契約内容に変更があった場合は最終変更まで確認できるもの)等
 - (2) 同公告5(5)に示した資格を満たしていることを確認できる関東東北産業保安監督部発行の通知「保安監理業務外部委託承認について」の写し
- 5 担当者及び連絡先
 - (1) 所属部署 _____
 - (2) 電話番号 _____
 - (3) FAX番号 _____
 - (4) 電子メール _____

質 問 書

令和 年 月 日

(あて先)

川 崎 市 長

会 社 名 _____

代 表 者 名 _____

※代表者印は不要です。

担 当 者 名 _____

電 話 番 号 _____

件 名 学校自家用電気工作物保安業務委託（中原区）

※件名の区を記入してください

質 問 事 項

質問がない場合は、「質問書」の提出の必要はありません。